

## 危惧される南海地震対策に

# 木造住宅耐震診断を受診 しませんか

2030年ごろまでに発生する確率が50%程度と予想されている南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施します。

【対象となる住宅】 小松島市内の次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ② 在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除く）
- ③ 平屋または2階建て住宅（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含みます）
- ④ 現在、居住している住宅

### 【申込できる方】

① 診断を希望する住宅の所有者（共同住宅や長屋などの場合には、居住者全員の同意が必要）

② 平成20年度分までの固定資産税を完納していること。

### 【申込受付期間】

5月11日（月）から11月30日（月）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

### 【募集戸数】

100戸程度（申込先着順）を予定しています。

### 【自己負担金】

一戸建ての場合は、3,000円。共同住宅などのような二戸建て以上の場合、6,000円が必要です。

### 【申込方法】

小松島市役所・住宅課までお越しくください。その住宅が耐震診断の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建築時期のわかるもの」として、建物の登記簿謄本または建築確認通知書がある方は、お持ちください。印鑑も必要です。

## 耐震診断がおわったら耐震改修工事に補助金を交付

市内にある旧基準木造住宅の耐震改修工事をする方に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。また、同時に行うリフォーム工事にも補助制度があります。

【補助対象】 小松島市が徳島県木造住宅耐震診断・耐震改修マニュアルに基づいて実施する耐震診断（上記の記事参考）を受け、総合判定が0・7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは、該当しません）

【申込受付期間】 5月11日（月）から11月30日（月）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【募集戸数】 10戸（原則として申込先着順）を予定しています。

【申込方法】 5月11日より申請書類の配布を行いますので、市住宅課まで取りにお越しくください。改修計画書、見積書等の添付が必要となりますので、必要書類が整った時点で申請受付となります。なお、平成21年度より、耐震改修工事の施工は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等養成講習会を受講し、登録手続きを完了した方以外はできません。

【補助金の額】 耐震改修工事の施工にかかった経費に相当する金額の2/3以下で、一棟につき60万円を限度とします。また、耐震改修事業を行った方で、90万円を超える工事費を要した場合、または、同時にリフォームを行った場合、さらに、当該工事費の5分の1以内かつ最大20万円（補助対象としては最大100万円）を補助します。

## 耐震改修工事を行った方には 税制支援制度における住宅耐震改修証明書を交付

小松島市が実施している耐震診断を受け、耐震改修工事を行った方は諸要件を満たす場合、住宅耐震改修証明書の交付を受けることができます。この証明書を確定申告の際に添付することにより、耐震改修工事に要した費用の10パーセント相当額（20万円を上限）が所得税から控除されます。

【交付対象】 小松島市が実施する耐震診断（上記の記事参考）を受け、総合評点が1・0未満と判定された木造住宅で、総合評点が1・0以上となる改修工事が行われた住宅。

なお、必要条件、書類等詳しいことについては、市住宅課までお問い合わせください。

## 木造住宅以外の建築物の南海地震対策に

# 民間建築物の耐震診断を補助します！

木造住宅以外の建築物に対し、耐震診断にかかる費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【対象となる建築物】 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅以外の建築物のうち、①特定建築物（病院、マンション等）②地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの③市が緊急一時避難所に指定したもの

【申込できる方】 診断を希望する建築物の所有者で、平成20年度分までの固定資産税を完納していること。

【申込受付期間】 5月11日（月）から9月30日（水）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

【募集棟数】 2棟程度（事前の聞き取り審査後、受付）を予定しています。

【申込方法その他】 建築物が耐震診断の対象になるかを確認しますので、市役所・住宅課までお越しくください。また、建築時期がわかるものとして、建築確認通知書または、登記簿謄本がある方は、お持ちください。

耐震化にかかるお問い合わせは、市住宅課（市役所2階 ☎ 32・2120）まで。